

銚子市就学援助制度のお知らせ



銚子市では、経済的な理由で義務教育に必要な学用品費や給食費などの支払いにお困りの方に、その費用について援助が受けられる就学援助制度があります。

次のいずれかに該当する方で、援助が必要であると教育委員会が認めた方が対象となります。ご希望の方は、教育委員会又は学校へご相談ください。

①就学援助申請のめやす

前年度又は当該年度に次のいずれかに当てはまる方

- ア 生活保護が停止又は廃止になった
- イ 市民税が非課税又は減免の扱いを受けた
- ウ 個人事業税の減免の扱いを受けた
- エ 固定資産税の減免の扱いを受けた（家屋新築の減免を除く）
- オ 国民年金の掛金の減免又は国民健康保険料の減免又は徴収の猶予の扱いを受けた
- カ 児童扶養手当（児童手当は除く）が支給された
- キ 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた
- ク 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である
- ケ 上記ア～クまでに該当しないが、保護者の死亡、災害等の経済的な理由により、児童生徒が就学困難となる特別な理由がある場合

②就学援助を受けられる費用

新入学児童・生徒 学用品費等	新入学用品の購入に係る経費の一部 ※小学校分：小学校新1年生（4月1日認定者）のみ 中学校分：小学校6年生の3月に受給資格がある者又は 中学校新1年生（4月1日新規認定者）のみ
-------------------	---

入学準備金 (新入学児童・生徒学用品費等)	新入学用品の購入に係る経費の一部 ※小学校新1年生のみ:小学校入学前に申請し認定された者 (新入学児童生徒学用品費を入学前に支給するものですので、支給を受けた方は入学後には、支給されません。)
学用品費・ 通学用品費	学用品・通学用品の購入に係る経費の一部 ※ただし、通学用品については小・中学校第1学年は除く
学校給食費	給食費として保護者が負担する経費
修学旅行費	修学旅行に参加した場合の均一に負担する経費
校外活動費	校外活動に参加した場合の経費の一部(交通費及び見学料のみ)
通学費	住所地で指定された学校に公共交通機関で通学する場合で、片道の通学距離が小学生4km以上・中学生6km以上ある場合の交通費
クラブ活動費(中学校1・2年生)	部活動の実施に必要な用具等で、当該活動を行う生徒全員が個々に用意するものの購入費及び当該活動を行う生徒全員が一律に負担すべきことになる経費
医療費	特定の疾病(う歯、結膜炎、トラコーマ、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、白せん、疥せん、膿か疹、寄生虫病)にかかり、学校で指示された場合の医療機関での診療費用
PTA会費	学校、学級、地域等を単位とするPTA活動に要する費用として均一に負担すべき経費(4月1日新規認定者)のみ
オンライン学習通信費	校長若しくは教育委員会が認めるオンライン学習に必要な通信費